

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する件 三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三
- 平成二十四年四月六日付け定例二千三百七十四号中 三

告 示

福島県告示第二百二二号
 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和三十五年福島県告示第五百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。
 平成二十四年四月十三日
 福島県知事 佐藤 雄平

別表中「福島県後期高齢者医療広域連合」を「南会津地方環境衛生組合、福島県後期高齢者医療広域連合」に改める。
 （市町村行政課）

福島県告示第二百二三号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年四月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番
 - 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- （商業まちづくり課）

福島県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から平成二十四年三月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月五日認可した。
 平成二十四年四月十三日
 福島県知事 佐藤 雄平
 （農村計画課）

公 告

公告第八十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
 平成二十四年四月十三日
 福島県知事 佐藤 雄平

正 誤

土地改良区の名称
 安達土地改良区
 就任した役員
 氏名 住所
 理事 齋藤 清恵智 二本松市上川崎字田尻三一番地
 （農村計画課）

ページ	段 行	正 誤
一一一	下	字不動沢二、二六
から	後ろ	字不動沢二二六

○平成二十四年四月六日付け定例二千三百七十四号中

+